

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案新旧対照条文目次

一 軌道法施行規則（大正十一年内務・鉄道省令第二十二号）（第一条関係）	1
二 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）（第一条関係）	3
三 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（第三条関係）	34
四 内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十一号）（第四条関係）	38
五 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）（第五条関係）	38
六 軌道運転規則（昭和二十九年運輸省令第一二二号）（第六条関係）	46
七 動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）（第七条関係）	58
八 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（第八条関係）	59
九 鉄道事業法施行規則（昭和六十一年運輸省令第六号）（第九条関係）	67
十 鉄道事故等報告規則（昭和六十二年一月二十日運輸省令第八号）（第十条関係）	74
十一 鉄道事業等報告規則（昭和六十一年運輸省令第九号）（第十一条関係）	67
十二 鉄道事業等監査規則（昭和六十一年運輸省令第十一号）（第十二条関係）	90
十三 貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第一十一号）（第十三条関係）	91
十四 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十一号）（第十四条関係）	93
十五 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第二百五十一号）（第十五条関係）	98
	105

軌道法施行規則（大正十二年内務・鉄道省令第一二二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第十八条ノ三 特許ヲ受ケタルトキハ軌道主任技術者ヲ置キ技術ニ関スル事項ヲ担任セシムベシ
軌道主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ国土交通大臣ハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第三十五条ノ二 軌道経営者ハ事務所毎ニ動力車操縦者資質管理報告書ヲ調製シ毎四半期経過後一月以内ニ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ

軌道経営者ハ次ノ各号ノ一二該当スルトキハ遅滞ナク異常運転等報告書ヲ調製シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スベシ
 一 動力車操縦者ノ取扱誤リニ因ル虞アリト認メラルル第三十条ニ定ムル車両ノ運転中ニ於ケル事故デアリ乗客、乗務員等ニ死傷者ヲ生ジタルトキ
 二 動力車操縦者ガ酒気ヲ帯ビタル状態又ハ薬物ノ影響ニ因リ正常ニ操縦スルコト能ハザル虞アル状態ニ於テ車両ガ運行サレタルトキ
 三 特ニ異常ナル操縦ガナサレタルト認メラルルトキ

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲グル者同表ノ下欄ニ掲グルトキハ遅滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

会社ノ発起人ニシテ特許ヲ受ケタル者	発起人ノ加入又ハ脱退（死亡及除名ヲ含ム）アリタルトキ
軌道会社	ハ役員ヲ变更シタルトキ

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲グル者同表ノ下欄ニ掲グルトキハ遅滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

会社ノ発起人ニシテ特許ヲ受ケタル者	発起人ノ加入又ハ脱退（死亡及除名ヲ含ム）アリタルトキ
軌道会社	ハ役員ヲ变更シタルトキ

第三十七条 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の二乃至第三十七条ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ同令第三十六条の二第三項中次の各号に掲げる鉄道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日トアルハ軌道法第五条第一項の規定に基づく最初の工事施行の認可の申請日、同法第十一条第一項の規定に基づく最初の運転速度及び度数の認可の申請日、第十二条の規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の認可の申請日、第十二条ノ二第一項若しくは第二項の規定に基づく最初の線路若しくは工事方法書の記載事項の変更の届出日、第十三条ノ二第一項の規定に基づく最初の車両の設計の変更の認可の申請日又は同条第一項ただし書の規定に基づく最初の車両の設計の変更の届出日いすれか早い日ト同令第三十六条の八第一項第一号中法第十九条トアルハ第三十条ト同項第二号中法第十九条の二トアルハ第三十条ノ二ト同令第三十六条の十第三号中法第十九条及び法第十九条の二トアルハ第三十条及び第三十一条ノ二トス

第三十七条 鉄道事業法施行規則（昭和六十一年運輸省令第六号）第三十七条ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス此ノ場合ニ於テ許可申請書ハ所管地方運輸局長ヲ経由スベシ

前項ノ場合ニ於テ届出書又ハ許可申請書ニシテ国土交通大臣ニ提出スベキモノハ所管地方運輸局長ヲ經由スベシ

第三十八条 軌道法第十三条ノ規定ニ依ル監査又ハ同法第二十六条ニ於テ準用スル鉄道事業法第五十六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル立入、検査若ハ質問ヲ為シタル場合ニ於テ當該職員ガ携帯スル其ノ身分ヲ示ス證明書ノ様式ハ告示デ定ムル

改 正 案

現 行

目次

第一章 (略)

第二章 船舶運航事業

第一節 (略)

第二節 不定期航路事業

第一款 (略)

第二款 外航不定期航路事業（第一二二条の七・第一二二条の十三の二）

(一) 第二節の二～第五節 (略)

第三章～第七章 (略)

附則

(一般旅客定期航路事業の許可申請)

第一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に又は同一所轄地方運輸局長を経由して二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうちの一一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする

目次

第一章 (略)

第二章 船舶運航事業

第一節 (略)

第二節 不定期航路事業

第一款 (略)

第二款 外航不定期航路事業（第一二二条の七・第一二二条の十三の二）

(一) 第二節の二～第五節 (略)

第三章～第七章 (略)

附則

(一般旅客定期航路事業の許可申請)

第一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に又は同一所轄地方運輸局長を経由して二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうちの一一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 (略)

二・三 (略)

(安全管理規程の内容)

第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 勤務体制に関する事項

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 運航管理規程の概要及び運航管理者に予定されている者の略歴

二 (略)

二・三 (略)

(運航管理規程の基準)

第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を除く。）の作成する運航管理規程に定めるべき事項は、次のとおりとし、その内容は、次項及び第三項の基準に適合するほか、当該一般旅客定期航路事業者及び従業員が輸送の安全を確保するため遵守すべきものとして適切なものでなければならない。

一 船舶の運航の管理の組織に関する事項

二 運航管理者及び運航管理員（運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事するものをいう。以下同じ。）の勤務体制に関する事項

三 運航管理者の資格に関する事項

四 運航管理者の選任及び解任の手続、職務並びに権限に関する事項

五 運航管理規程の変更の際の手続に関する事項

六 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際ににおける安全性の確認に関する事項

七 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

ホ ヘ 教育及び研修に関する事項	<p>三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際ににおける安全性の確認に関する事項</p> <p>(2) 運航を中止すべき气象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項</p> <p>(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項</p> <p>(4) 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項</p> <p>(5) 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項</p> <p>(6) 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項</p> <p>(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項</p> <p>(8) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項</p> <p>ハ 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項</p> <p>九 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項</p> <p>十 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項</p> <p>十一 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項</p> <p>十二 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項</p> <p>十三 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項</p> <p>十四 海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項</p> <p>十五 運航管理員、陸上において旅客又は自動車の整理、誘導等の作業に従事する者（以下「陸上作業員」という。）及び乗組員に対して行う輸送の安全を確保するための教育に関する事項</p> <p>二 前項第三号の資格に関する事項は、運航管理者が次の各号のいずれかに該当する年令二十才以上の者で、法第十条の二第五項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過していない者以外のものでなければならない旨を定めるものとする。</p> <p>一 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。</p> <p>二 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規</p>
------------------------	---

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

三 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により船長として乗組むことができる資格を有する者であること。

四 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認定した者であること。

三 第一項第四号の職務に関する事項は、運航管理者が同項第五号から第十五号までの事項に係る業務を実施し、並びに運航管理員及び陸上作業員を指揮し、及び監督する旨を定めるものとし、同項第四号の権限に関する事項は、運航管理者がこれらの職務を確実に実施するために必要な権限を有する旨を定めるものとする。

（安全統括管理者の要件）

- 第七条の二の二 一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
- 一 一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
 - 二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第七条の一の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により船長として乗組むことができる資格を有する者であること。

二 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(安全管理規程の設定又は変更の届出)

(運航管理規程の作成又は変更の届出)

第七条の三 法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合には、当該変更を実施する日）あてに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 （略）

二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合には、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 事業開始予定期日（変更届出の場合には、その実施の予定期日）

四 （略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 （略）

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 （略）

第七条の三 法第十条の二第一項の規定により運航管理規程の作成又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理規程作成（変更）届出書を運航開始の日（変更届出の場合には、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 （略）

二 届出をしようとする運航管理規程（変更届出の場合には、新旧の運航管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 運航開始予定期日（変更届出の場合には、その実施の予定期日）

四 （略）

（運航管理者の選任等の届出）

第七条の四 法第十条の二第四項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 （略）

二 選任（解任）された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任（解任）の年月日

四 選任の届出の場合は、選任された運航管理者が第七条の二第一項以外のいずれかに該当する事項の説明

五 （略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の一の二に掲げる要件を備えることを証する書類

二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第七条の一の二に掲げる要件を備えることを証する書類

（輸送の安全にかかる情報の公表）

第十九条の二 法第十九条の一の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十五条第一項の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項

二 法第十九条第二項の規定による命令に係る事項

三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
2 法第十九条の一の二の規定による公表は、インターネットの利用その他
の適切な方法により行うものとする。

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、
次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しな
ければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基

本的な事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基

本的な事項

2 一般旅客定期航路事業者は、前項に掲げる事項のほか、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(特定旅客定期航路事業の許可の申請)

第十九条の二の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二一四 (略)

(特定旅客定期航路事業の許可の申請)

第十九条の一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 運航管理規程の概要及び運航管理者に予定されている者の略歴

二一四 (略)

(準用規定)

第十九条の三 第七条の二から第七条の四までの規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三の規定による特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出について準用する。

- 2 第八条、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による特定旅客定期航路事業の事業計画の変更の認可及び輸送の安全にかかる情報の公表について準用する。

(準用規定)

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十条の三、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする内航貨物定期航路事業の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出並びに輸送の安全にかかる情報の公表について準用する。この場合において、第七条の二第二項第一号中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同項第一号中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同項第三号中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第十九条の三 第七条の二から第八条までの規定は、法第十九条の三第二項において準用する法第十条の二及び第十一条第一項の規定による特定旅客定期航路事業の運航管理規程の基準、運航管理規程の作成又は変更の届出、運航管理者の選任等の届出及び事業計画の変更の認可について準用する。

(準用規定)

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四までの規定は、法第十九条の六の三において準用する法第十条の二の規定による人の運送をする内航貨物定期航路事業の運航管理規程の基準、運航管理規程の作成又は変更の届出及び運航管理者の選任等の届出について準用する。この場合において、第七条の二第二項第一号中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同項第一号中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同項第三号中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と読み替えるものとする。

(安全管理規程の内容)

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
イ　基本的な方針に関する事項

口　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
イ　組織体制に関する事項

口　勤務体制に関する事項

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

二　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ　運航管理者の権限及び責務に関する事項

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　情報の伝達及び共有に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際ににおける事項

(運航管理規程の基準)

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条において「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の作成する運航管理規程に定めるべき事項は、次のとおりとし、その内容は、次項及び第三項の基準に適合するほか、当該対外旅客定期航路事業等を営む者及び従業員が輸送の安全を確保するため遵守すべきものとして適切なものでなければならない。

一　船舶の運航の管理の組織に関する事項

二　運航管理者及び運航管理員の勤務体制に関する事項

三　運航管理者の資格に関する事項

四　運航管理者の選任及び解任の手続、職務並びに権限に関する事項

五　運航管理規程の変更の際の手続に関する事項

六　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

七　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

八　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

九　航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

十　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項	十一 旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項	十二 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
(4) 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項	十三 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
(5) 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項	十四 海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項
(6) 旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項	十五 保安管理体制の整備に関する事項
(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項	十六 運航管理員、陸上作業員及び乗組員に対して行う輸送の安全を確保するための教育に関する事項
(8) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項	2 前項第三号の資格に関する事項は、運航管理者が次の各号のいずれかに該当する年齢二十歳以上の者で、法第十条の二第五項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過していない者以外のものでなければならない旨を定めるものとする。
(9) 保安管理体制の整備に関する事項	一 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
(10) 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項	二 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。
(11) 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項	三 対外旅客定期航路事業等における船舶の運航の管理に関し前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者であること。
(12) 教育及び研修に関する事項	3 第一項第四号の職務に関する事項は、運航管理者が同項第五号から第十六号までの事項に係る業務を実施し、並びに運航管理員及び陸上作業員を指
(13) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項	
(14) 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項	
(15) 運航管理者の選任及び解任に関する事項	

揮し、及び監督する職務を定めるものとし、同項第四号の権限に関する事項は、運航管理者がこれらの職務を確實に実施するために必要な権限を有する職務を定めるものとする。

(安全統括管理者の要件)

第二十一条の十九の二 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 対外旅客定期航路事業等の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十一条の十九の三 対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗

り組んだ経験を有する者であること。

口 船舶の運航の管理を行おうとする对外旅客定期航路事業等と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。

- ハ 对外旅客定期航路事業等における船舶の運航の管理に關しイ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。
- 二 二十歳以上であること。
- 三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

第二十一条の二十 法第十条の三第一項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行つ定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 （略）

二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

（運航管理規程の作成又は変更の届出）

第二十一条の二十 法第十条の二第一項（法第十九条の六の三）において準用する場合を含む。）の規定により運航管理規程の作成又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理規程作成（変更）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 （略）

二 届出をしようとする運航管理規程（変更届出の場合は、新旧の運航管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

			三 事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）
		四 （略）	
			（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
	2		第二十一条の二十一 法第十条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
		一 （略）	
	2		二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
		三 選任し、又は解任した年月日	
			一 （略）
	2		二 選任（解任）された運航管理者の氏名及び生年月日
		三 選任（解任）の年月日	
			四 選任の届出の場合は、選任された運航管理者が第二十一条の十九第一項各号のいずれかに該当する旨の説明
		五 （略）	
	2		前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書に付、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一			安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の

重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第二十一条の十九の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

- 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第二十一条の十九の三各自に掲げる要件を備えることを証する書類

(準用規定)

第二十一条の二十三 第十九条の一及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第一項及び第三項において準用する法第十九条の一及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航貨物定期航路事業の輸送の安全にかかる情報の公表について準用する。

- 2 第二十一条の二の規定は、法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による外航定期航路事業の賃率表の公示について準用する。

(安全管理規程の内容)

第二十一条の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業）を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
- イ 基本的な方針に関する事項

- ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

八 取組に関する事項

(準用規定)

第二十一条の二十三 第二十一条の二の規定は、外航定期航路事業の賃率表の公示について準用する。

(運航管理規程の基準)

第二十二条の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業）を除く。以下同じ。）を営む者の作成する運航管理規程に定めるべき事項は、次のとおりとし、その内容は、次項及び第三項の基準に適合するほか、当該内航不定期航路事業を営む者及び従業員が輸送の安全を確保するため遵守すべきものとして適切なものでなければならない。

- 一 船舶の運航管理の組織に関する事項
- 二 運航管理者及び運航管理員の勤務体制に関する事項

三 運航管理者の資格に関する事項

二	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
イ	組織体制に関する事項
ロ	勤務体制に関する事項
ハ	経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
二	安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
ホ	運航管理者の権限及び責務に関する事項
三	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ	情報の伝達及び共有に関する事項
ロ	船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)	運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際にある安全性の確認に関する事項
(2)	運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
(3)	気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
四	運航管理者の選任及び解任の手続、職務並びに権限に関する事項
五	運航管理規程の変更の際の手続に関する事項
六	運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際にある安全性の確認に関する事項
七	運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
八	気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
九	次に掲げる書類の作成、船舶への備え付け等に関する事項
イ	航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図
ロ	もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（イに掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図
十	危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
十一	旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
十二	船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
十三	旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
十四	海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項
十五	運航管理員、陸上作業員及び乗組員に対して行う輸送の安全を確保するための教育に関する事項
た海域図	

(5)	危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項	(6)	旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
ト	輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項	ト	船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
チ	事業の実施及びその管理の改善に関する事項	二	船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業と同等以上の規模の人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。
四	安全統括管理者の選任及び解任に関する事項	三	船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
五	運航管理者の選任及び解任に関する事項	四	人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關し前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認定した者であること。
3	第一項第四号の職務に関する事項は、運航管理者が同項第五号から第十五号までの事項に係る業務を実施し、並びに運航管理員及び陸上作業員を指揮し、及び監督する旨を定めるものとし、同項第四号の権限に関する事項は、運航管理者がこれららの職務を確実に実施するために必要な権限を有する旨	2	前項第三号の資格に関する事項は、運航管理者が次の各号のいずれかに該当する年齢二十歳以上の者で、法第十条の一第五項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過していない者以外のものでなければならない旨を定めるものとする。

を定めるものとする。

(安全統括管理者の要件)

第二十二条の一の二 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 人の運送をする内航不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十二条の一の三 人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一次のいずれかに該当すること。

1 船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合には、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

口 船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業と同等以上の規模の人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者である」と。

ハ 船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者である」と。

二 人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に關しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でない」と。

（準用規定）

第二十三条の一 第七条の三、第七条の四、第十九条の一、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、法第十条の一第一項及び第三項において準用する法第十条の三及び第十九条の六の一の規定による人の運送をする内航不定期航路事業の安全管理規程の設定又は変更の届出、運航管理者の選任等の届出並びに運賃及び料金等の公示について準用す
び運航管理者の選任等の届出、輸送の安全にかかる情報の公表並びに運賃及び料金等の公示について準用する。」の場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替える
七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄するものとする。

（準用規定）

第二十三条の二 第七条の三、第七条の四及び第二十一条の四の規定は、法第十条の二において準用する法第十条の一及び第十九条の六の一の規定による人の運送をする内航不定期航路事業の運航管理規程の作成又は変更の届出、運航管理者の選任等の届出並びに運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替える

する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

(旅客不定期航路事業の許可の申請)

第二十三条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 画出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

二・三 (略)

(準用規定)

第二十三条の四 第四条、第五条から第八条まで、第十九条の一及び第十九条の一の二の規定は、法第二十三条において準用する法第八条第一項、第九条から第十一条まで、第十九条の一の一及び第十九条の一の二の三の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出、運送約款の認可、運送約款の記載事項、運賃及び料金等の公示、安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、事業計画の変更の認可並びに輸送の安全にかかることの届出をしようとする場合の届出等の規定に準用する。

(旅客不定期航路事業の許可の申請)

第二十三条の三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第一号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 運航管理規程の概要及び運航管理者に予定されている者の略歴

二・三 (略)

(準用規定)

第二十三条の四 第四条の規定は法第二十三条において準用する法第八条第一項の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出について、第五条から第八条までの規定は法第二十三条において準用する法第九条から第十一条までの規定による旅客不定期航路事業の運送約款の認可、運送約款の記載事項、運賃及び料金等の公示、運航管理規程の基準、運航管理規程の作成又は変更の届出、運航管理者の選任等の届出並びに事業計画の変更の認可について準用する。

かわる情報の公表について準用する。

(準用規定)

第二十三条の十 第二十二条の四の規定は、法第二十条の二第一項において準用する法第十九条の六の一の規定による外航不定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「営業所及び発着所」とあるのは「営業所」と、「第六条に規定する事項を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

(安全管理規程の内容)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
- イ 基本的な方針に関する事項
- ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
- ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
- イ 組織体制に関する事項
- ロ 勤務体制に関する事項
- ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
- 二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

(準用規定)

第二十三条の十 第二十二条の四の規定は、法第二十条の二第一項において準用する法第十九条の六の一の規定による外航不定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「営業所及び発着所」とあるのは「営業所」と、「第六条に規定する事項を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

(運航管理規程の基準)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の作成する運航管理規程に定めるべき事項は、次のとおりとし、その内容は、次項及び第三項の基準に適合するほか、当該人の運送をする外航不定期航路事業を営む者及び従業員が輸送の安全を確保するため遵守すべきものとして適切なものでなければならない。

- 一 船舶の運航の管理の組織に関する事項
- 二 運航管理者及び運航管理員の勤務体制に関する事項
- 三 運航管理者の資格に関する事項
- 四 運航管理者の選任及び解任の手続、職務並びに権限に関する事項
- 五 運航管理規程の変更の際の手続に関する事項
- 六 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際ににおける安全性の確認に関する事項
- 七 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

		ホ	運航管理者の権限及び責務に関する事項
三	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項		
(1)	船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項	イ	情報の伝達及び共有に関する事項
(2)	運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際ににおける安全性の確認に関する事項	ロ	船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(3)	運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項	九	次に掲げる書類の作成、船舶への備え付け等に関する事項
(4)	気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項	イ	航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図
(5)	次に掲げる書類の作成、船舶への備え付け等に関する事項	ロ	もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（イに掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図
(6)	船舶が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図	十	危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
(7)	もつばら一定の海域において人の運送を行うもの（イに掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図	十一	旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
(8)	危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項	十二	船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
(9)	旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項	十三	旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
(10)	船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項	十四	海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項
(11)	旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項	十五	保安管理体制の整備に関する事項
(12)	海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項	十六	運航管理員、陸上作業員及び乗組員に対して行う輸送の安全を確保するための教育に関する事項
(13)	保安管理体制の整備に関する事項	一	前項第三号の資格に関する事項は、運航管理者が次の各号のいずれかに該当する年齢二十歳以上の者で、法第十条の二第五項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過していない者以外のものでなければならない旨を定めるものとする。

保安管理体制の整備に関する事項

一 船舶の運航を行おうとする外航不定期航路事業に使用する船舶の事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

二 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

一 船舶の運航を行おうとする外航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

二 船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業と同等以上の規模の外航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関する三年以上の実務の経験を有する者であること。

三 外航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関する前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者であること。

3 | 第一項第四号の職務に関する事項は、運航管理者が同項第五号から第十六号までの事項に係る業務を実施し、並びに運航管理員及び陸上作業員を指揮し、及び監督する旨を定めるものとし、同項第四号の権限に関する事項は、運航管理者がこれららの職務を確実に実施するために必要な権限を有する旨を定めるものとする。

(安全統括管理者の要件)

第二十三条の十一の二 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 人の運送をする外航不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十三条の十一の三 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 外航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(安全管理規程の設定又は変更の届出)

(運航管理規程の作成又は変更の届出)

第一二十三条の十一 法第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十一条の二第一項の十一条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一（略）

二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）

四（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十三条の十三 法第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十一条の二第一項の十一条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものと経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一（略）

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任（解任）の年月日

第一二十三条の十一 法第二十条の一において準用する法第十一条の二第一項の規定により運航管理規程の作成又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理規程作成（変更）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一（略）

二 届出をしようとする運航管理規程（変更届出の場合は、新旧の運航管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三 運航開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）

四（略）

（運航管理者の選任等の届出）

第二十三条の十三 法第二十条の一第一項において準用する法第十一条の二第一項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一（略）

二 選任（解任）された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任（解任）の年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 選任の届出の場合は、選任された運航管理者が第一二二条の十一第一項
各号のいずれかに該当する事の説明

四（略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる
届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとす
る。

- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の
重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第二二三条の十一の一各号
に掲げる要件を備えることを証する書類
- 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第二二三条の十一の三
各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（準用規定）

第二二三条の十三の二 第十九条の一及び第十九条の一の二の規定は、法第
二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十九条の一及び第十
九条の一の三の規定による人の運送をする外航不定期航路事業の輸送の安全
にかかる情報の公表について準用する。

（職権の委任）

第四十七条 海上運送法施行令第一項各号に掲げる職権を行う地方運輸局
長は、次とのおりとする。

一（略）

（職権の委任）

第四十七条 海上運送法施行令第一項各号に掲げる職権を行う地方運輸局
長は、次とのおりとする。

一（略）

二 法第二十条第一項（法第三十三條において準用する場合を含む。）、第一項及び第三項（法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出、第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出、第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、第二十条の一第一項及び第三項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、第二十条の一第一項において準用する法第十九条の二第一項及び第三項において準用する法第十条の二第一項の規定による運航管理規程の作成又は変更の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第三項の規定による運航管理規程の変更の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第四項の規定による運航管理者の選任又は解任の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第五項の規定による運航管理者の解任の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令及び第二十条の一第一項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、第二十条の一第二項及び第三項において準用する法第十九条の一の規定による輸送の安全にかかる情報の整理及び公表並びに第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告については、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

二 法第二十条第一項（法第三十三條において準用する場合を含む。）、第一項及び第三項（法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第一項の規定による運航管理規程の作成又は変更の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第三項の規定による運航管理規程の変更の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第四項の規定による運航管理者の選任又は解任の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第五項の規定による運航管理者の解任の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令及び第二十条の一第一項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、第二十条の一第二項において準用する法第十条の二第一項の規定による運航管理規程の作成又は変更の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第三項の規定による運航管理規程の変更の命令、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第四項の規定による運航管理者の選任又は解任の届出、第二十条の一第一項において準用する法第十条の二第五項の規定による運航管理者の解任の命令及び第二十条の一第一項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令並びに第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告については、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三・四（略）

（聴聞等の方法の特例）

第四十九条 地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項

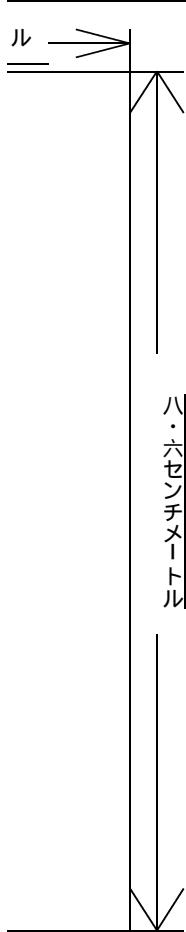
三・四（略）

（聴聞等の方法の特例）

第四十九条 地方運輸局長は、法第十条の一第五項（法第十九条の三第三項

第十九条の六の三第一項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項及び第六条（法第十九条の三第三項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第十九条の六の三、第二十条の一及び第二十一條において準用する場合を含む。）、法第十四条第一項及び第十六条（法第十九条の三第三項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。



第四号様式（第二—十四条關係）

(表)

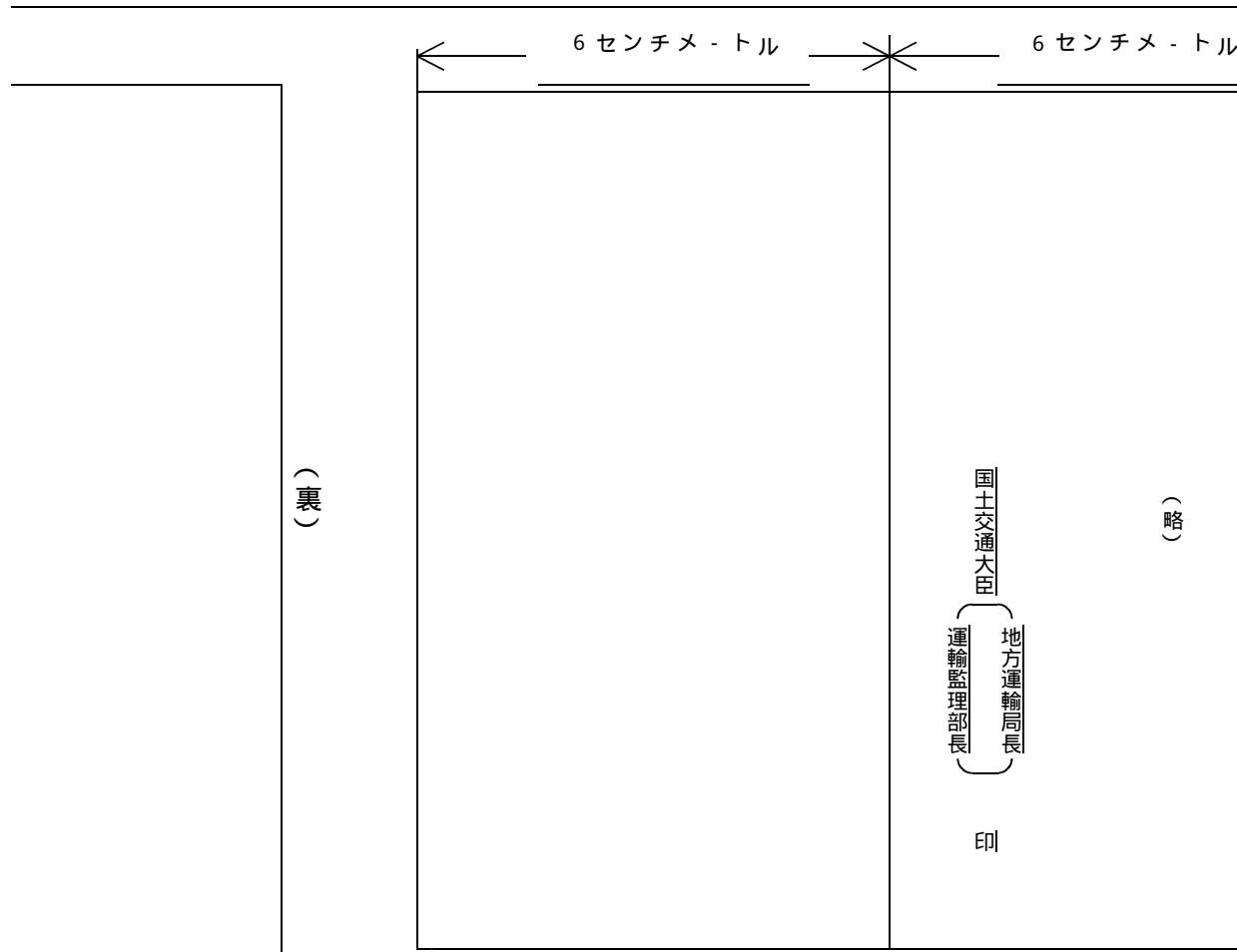
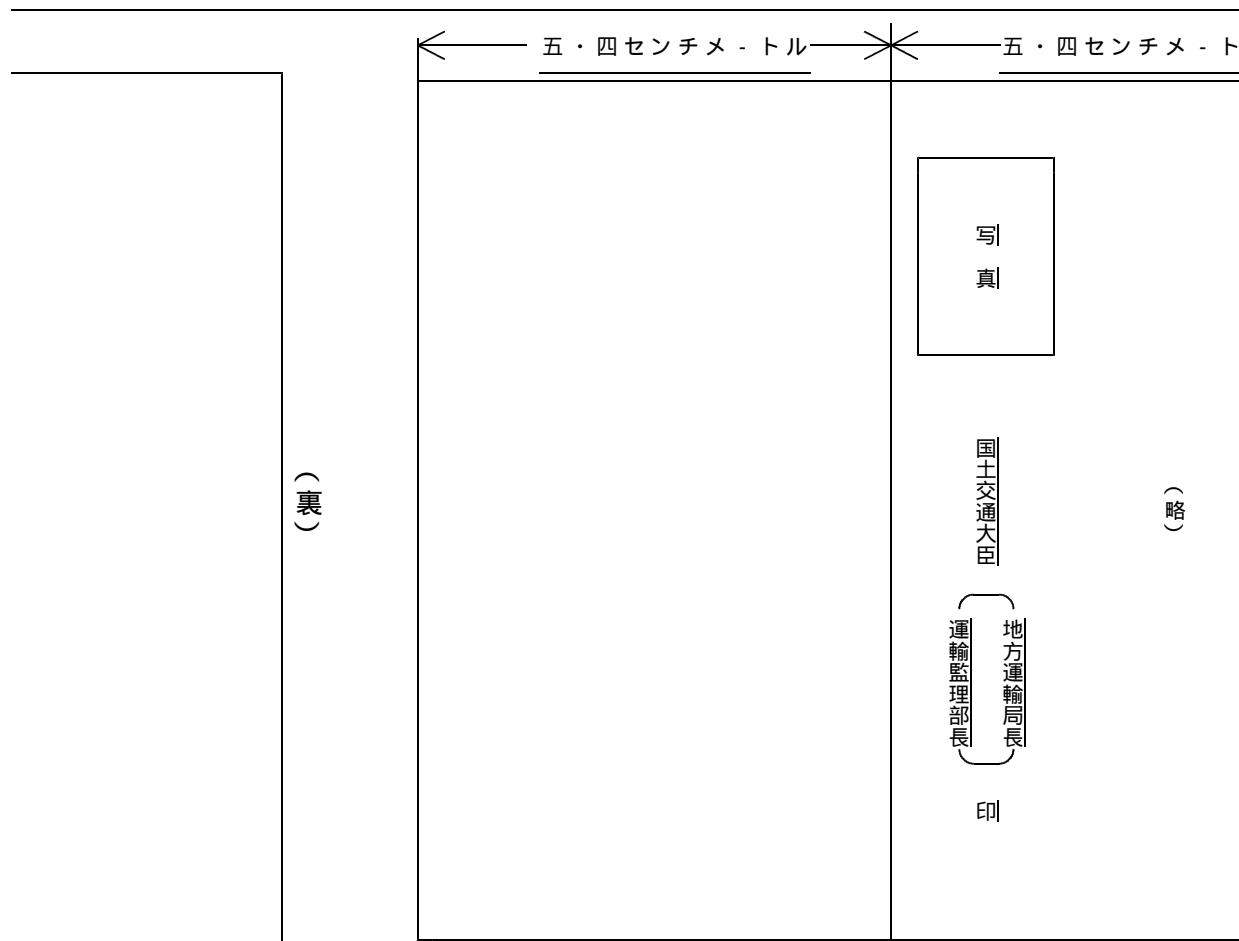
八・六センチメートル



第四号様式（第一十四条関係）

(表)

9センチメートル



(略)

(略)

(略)

(略)

一一一
一一一 (略)

一一一
一一一 (略)

第九号様式（第43条、第44条関係）

船舶明細書

年　月　日現在

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

第九号様式（第43条、第44条関係）

船舶明細書

年　月　日現在

(略)		(略)	
-----	--	-----	--

(略)			
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第3項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶、同法第20条第1項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第63条第5号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）又は同法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあつてはその旨		
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)	船舶職員法第2条第3項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶、船舶職員法第20条第1項の許可を受けた船舶（船舶職員法施行規則第63条第5号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）又は船舶職員法第23条の2第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあつてはその旨		

改 正 案	現 行
<p>(届出)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 法第十六条第一項、法第二十三条の五第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十二条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁</p> <p>六〇十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地方的な路線の基準)</p> <p>第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲げるものとするものとする。</p> <p>一三 (略)</p> <p>四 法第二十二条の一第一項の規定による安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理、法第二十二条の二第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二条の二第五項の規定による安全統括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二条の二第七項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七条第二項の規定による命令、法第三十一条の規定による事業改善の命令又は法第四十一条の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消しに係る路線の長さが、二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百両未満（互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が百両未満）であること。</p>	<p>(届出)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 法第十六条第二項、法第二十三条の五第四項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁</p> <p>六〇十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地方的な路線の基準)</p> <p>第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲げるものとするものとする。</p> <p>一三 (略)</p> <p>四 法第三十一条の規定による事業改善の命令又は法第四十一条の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消しに係る路線の長さが、二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百両未満（互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が百両未満）であること。</p>

路線に係る事業用自動車の総数が百両未満（互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計が一百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数の合計が百両未満）であること。

2 五 （略）

2 五 （略）

（報告）
第七十条 （略）

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の二、法第二十三条の五第四項、法第二十七条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたとき、国土交通大臣に報告しなければならない。（P）

3・4 （略）

（報告）
第七十条 （略）

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十三条の五第四項、法第二十八条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 （略）

別記様式（第63条関係）

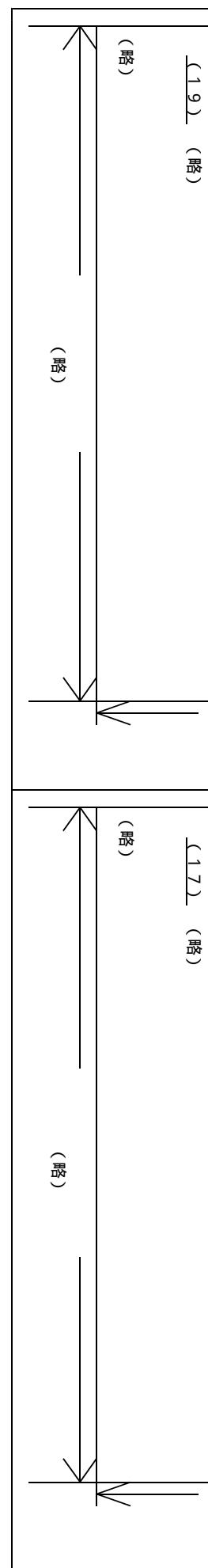
(表)

写真	第 号
	官職 _____
	氏名 _____
	年 月 日 生 _____
<u>道路運送法第94条第6項の規定による</u>	
職 員 証	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(裏)	
(道路運送法抜すい)	
(略)	
第98条 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。	

別記様式（第63条関係）

(表)

写真	第 号
	官職 _____
	氏名 _____
<u>道路運送法第94条第6項の規定による</u>	
職 員 証	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(裏)	
(道路運送法抜すい)	
(略)	
第98条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。	



改 正 案	現 行
<p>（内航運送約款の届出）</p> <p>第十一条 法第八条第一項前段の規定により内航運送約款の設定の届出をしようとする者は、内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定届出書及び設定した内航運送約款を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 内航運送約款の実施予定期日</p> <p>2 法第八条第一項後段の規定により内航運送約款の変更の届出をしようとする者は、変更後の内航運送約款の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した内航運送約款変更届出書及び変更後の内航運送約款を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更後の内航運送約款の実施予定期日</p> <p>三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）</p> <p>四 変更を必要とする理由</p> <p>（安全管理規程の届出）</p> <p>第十二条 法第九条第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、事業を開始する日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業開始予定期日</p>	<p>（内航運送約款の届出）</p> <p>第十一条 法第八条第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航運送約款設定（変更）届出書を提出するものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 届出をしようとする内航運送約款（変更届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>三 実施予定期日</p> <p>四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由</p> <p>（運航管理規程の届出）</p> <p>第十二条 法第九条第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理規程作成（変更）届出書を運航開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに提出するものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 届出をしようとする運航管理規程（変更届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p>

<p>イ 情報の伝達及び共有に関する事項</p> <p>船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改定及び臨時変更の際に おける安全性の確認に関する事項</p> <p>(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項</p> <p>(3) 気象通報その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝 達に関する事項</p> <p>(4) 危険物その他の乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱いに 関する事項</p> <p>(5) 船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に関 する事項</p> <p>(6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項</p> <p>事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項</p> <p>事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項</p> <p>内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事 項</p> <p>項目 ホ 教育及び研修に関する事項</p> <p>ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項</p> <p>チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項</p> <p>四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項</p> <p>五 連航管理者の選任及び解任に関する事項</p>	<p>九 危険物その他の乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱いに 関する事項</p> <p>十 船舶の離着岸の際ににおける安全性の確保のため必要な作業方法に 関する事項</p> <p>十一 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項</p> <p>十二 海難その他の異常の事態が発生した場合の処理に関する事項</p> <p>十三 運航管理員及び乗組員に対して行う輸送の安全を確保するための 教育に関する事項</p> <p>2 前項第三号の資格に関する事項は、運航管理者が次の各号のいずれ かに該当する年齢二十歳以上の者で、法第九条第五項の命令により解任 され、解任の日から二年を経過していない者以外のものでなければなら ない旨を定めるものとする。</p> <p>一 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち 最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三年又は甲 板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。</p> <p>二 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業と同等以上の規模の内 航海運業における船舶の運航の管理に関する三年以上の実務の経験を有す る者であること。</p> <p>三 内航海運業における船舶の運航の管理に関する前二号に掲げる者と同 等以上の能力を有すると地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ 。）が認定した者であること。</p> <p>3 第一項第四号の職務に関する事項は、運航管理者が同項第五号から 第十三号までの事項に係る業務を実施し、並びに運航管理員を指揮し、 及び監督する旨を定めるものとし、同項第四号の権限に関する事項は、 運航管理者がこれらの職務を確実に実施するために必要な権限を有する 旨を定めるものとする。</p>
--	---

(安全統括管理者の要件)

第十三条の一 法第九条第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 内航海運業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上ある者又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第十三条の三 法第九条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業と同等以上の規模の内航海運業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 内航海運業における船舶の運航の管理に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第九条第七項の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出)

(運航管理者の選任等の届出)

第十四条 法第九条第五項の規定により、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合は、解任の理由

二 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第十三条の一各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が前条各号に掲げる要件を備えることを証する書類

第十四条 法第九条第四項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を運航開始の日までに提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任（解任）された運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任（解任）の年月日

四 選任の場合は、選任された運航管理者が前条第一項各号のいずれかに該当するものの説明

五 解任の場合は、解任の理由

一 選任の場合は、選任された運航管理者が前条第一項各号のい

（国土交通大臣による輸送の安全にかかる情報の公表）

第十七条の二 法第二十五条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十五条第一項の規定による命令に係る事項

二 法第二十六条の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項

三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

- 2 法第二十五条の一の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(内航海運業者による輸送の安全にかかる情報の公表)

第十七条の三 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、法第二十五条第一項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(自家用船舶の届出)

第十八条 法第二十五条の四第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用船舶使用届出書を提出するものとする。

一～五（略）

2・3（略）

4 法第二十五条の四第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止届出書を提出するものとする。

一～三（略）

(自家用船舶の届出)

第十八条 法第二十五条の二第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用船舶使用届出書を提出するものとする。

一～五（略）

2・3（略）

4 法第二十五条の二第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用廃止届出書を提出するものとする。

一～三（略）

(職権の委任)

第二十条 法に規定する国土交通大臣の職権のうち、法第二十五条、第二十五条の一、第二十六条及び第二十六条の二に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行つ。

2 法第二十五条、第二十五条の一及び第二十六条に規定する国土交通大臣の職権は、前項の地方運輸局長も行うことができる。

(職権の委任)

第二十条 法に規定する国土交通大臣の職権のうち、法第二十五条及び第二十六条に規定する職権以外のものは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が行つ。

2 法第二十五条及び第二十六条に規定する国土交通大臣の職権は、前項の地方運輸局長も行うことができる。

第十一号様式（第十九条、第二十四条関係）

(表)

八・六センチメートル

(略)

写
真

国土交通大臣
地方運輸監理部長
年
月
日限有効

五・四センチメートル

第十一号様式（第十九条、第二十四条関係）

(表)

9センチメートル

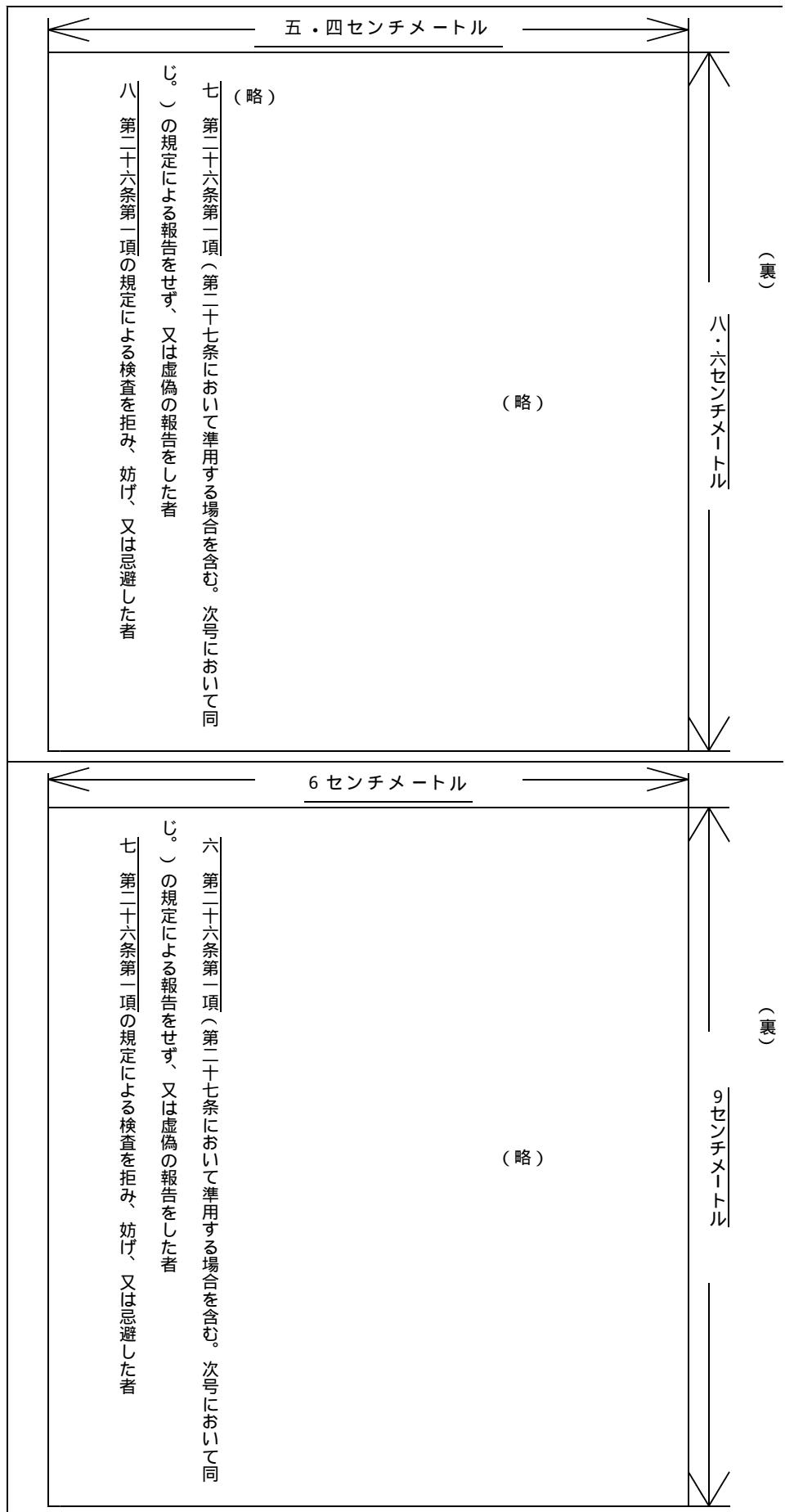
(略)

国土交通大臣
地方運輸監理部長

印

年
月
日限有効

6センチメートル



改 正 案	現 行
（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）	（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）
第一百六十六条の四 法第七十六条の一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。	第一百六十六条の四 法第七十六条の一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。
一～五（略）	一～五（略）
六 発動機の破損（破片が当該発動機のケースを貫通し、又は発動機の内部において大規模な破損が生じた場合に限る。）	六 発動機の破損（破片が当該発動機のケースを貫通した場合に限る。）
七（略）	七（略）
八 航空機のプロペラ、回転翼、脚、方向舵、昇降舵、補助翼又はフラッブが損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなつた事態	八～十三（略）
九～十四（略）	九～十四（略）
十五 航空機から脱落した部品が人と衝突した事態	
十六（略）	
（安全管理規程を定める本邦航空運送事業者の事業の規模）	
第一百六十二条 法第七十三条の一第一項の国土交通省令で定める規模は、運航する航空機の客席数が三十又は最大離陸重量が一万五千キログラムである」ととする。	
（安全管理規程の届出）	

第一百二十二条の三 法第二百二十二条の二第一項前段の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、運航開始の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 運航開始予定期日
- 2 法第二百二十二条の二第一項後段の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 変更後の安全管理規程の実施予定期日
- 三 変更した事項（新旧の対照を明示すること）
- 四 変更を必要とする理由

（安全管理規程の内容）

第一百二十二条の四 法第二百二十二条の二第一項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容については、次の表の上欄に掲げる事項については同表下欄に掲げるものとする。

輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項	一 基本的な方針に関する事項 二 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
三 取組に関する事項	

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	一 組織体制に関する事項 二 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項	三 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項 一 情報の伝達及び共有に関する事項 二 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項	三 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項 四 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項 五 教育及び訓練に関する事項
輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項	六 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項 七 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
安全統括管理者の選任に関する事項	八 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

(安全統括管理者の要件)

- 第一百二十二条の五 法第二百二十二条の二第一項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- 一 通算して三年以上航空運送事業の実施又は管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者

である」と。

二 法第五十二条の二第七項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者でない」と。

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第一百二十二条の六 法第五十二条の二第五項の規定により、安全統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(安全上の支障を及ぼす事態の報告)

第一百二十二条の二 法第五十二条の四の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 法第七十六条第一項各号に掲げる事故
- 二 法第七十六条の一に規定する事態
- 三 航空機の航行中に発生した次に掲げる事態

イ 航空機の構造が損傷を受けた事態(当該航空機の修理が第五条の六の

表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は小修理に該当しない場合を除く。)

- |)
 - | | 口 航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となつた事態
 - | | ハ 非常用の装置又は救急用具が正常に機能しない状態となつた事態
 - | | ニ 運用限界の超過又は予定された経路若しくは高度からの著しい逸脱が発生した事態
 - | | ホ イからニまでに掲げるもののほか、緊急の操作その他の航行の安全上緊急の措置を要した事態
 - | | フ 前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤つた取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態
- | | 第二百二十一條の三 法第二百二十一條の四の規定により、本邦航空運送事業者は、前条に掲げる事態が発生した場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。
 - | | 一 氏名又は名称
 - | | 二 航空機の国籍、登録記号及び型式
 - | | 三 報告に係る事態が発生した日時及び場所
 - | | 四 報告に係る事態の概要及びこれに対する措置
- | | 五 その他参考となる事項

第一百一十一条の四 法第一百十一条の五の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次に掲げるものとする。

一 法第一百十一条の四の規定により報告された事態に関する事項

二 法第一百十二条、法第一百十三条の二(第三項又は法第一百十九条の規定による処分(輸送の安全に関してされたものに限る。)その他の国土交通大臣が航空運送事業者に対して輸送の安全を確保するために講じた措置に関する事項

三 輸送の安全を確保するための航空運送事業に係る国の施策に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第一百十一条の五の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わるものとする。

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第一百一十二条の五 法第一百十一条の六の規定による安全報告書の公表は、毎事業年度の終了後六月以内に行わなければならない。

2 法第一百十一条の六の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

第一百一十二条の六 法第一百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次に掲げるものとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項
二 輪送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 法第一百十一条の四の規定による報告に関する事項

四 輸送の安全を確保するため講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(航空運送事業に関する規定の準用)

第一百一十九条 第一百一一条、第一百一一条、第一百一十条、第一百一十一条の二第一項及び第四項、第一百一十一条の二、第一百一十一条の二並びに第一百一十三条から第一百一十六条までの規定は、航空機使用事業に準用す。この場合において、第一百一十条の二第一項中「前項」とあるのは、「第一百一十八条第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一百一十八条」とする。

(職権の委任)

第一百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十六の三（略）

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ・ロ（略）

ハ 法第一百二条の二第一項の規定による届出の受理

二 法第一百二条の二第二項の規定による権限

ホ 法第一百二条の二第五項の規定による届出の受理

ヘ 法第一百二条の二第七項の規定による権限

(航空運送事業に関する規定の準用)

第一百一十九条 第一百一一条、第一百一一条、第一百一十条、第一百一十一条の二第一項及び第四項並びに第一百一十三条から第一百一十六条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第一百一十条の二第一項中「前項」とあるのは、「第一百一十八条第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第一百一十八条第三項」と読み替えるものとする。

(職権の委任)

第一百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十六の三（略）

三十七 特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ・ロ（略）

ハ 法第一百二条の二第一項の規定による届出の受理

二 法第一百二条の二第二項の規定による権限

ホ 法第一百二条の二第五項の規定による届出の受理

ヘ 法第一百二条の二第七項の規定による権限

トーツ (略)

ネ 法第百十一條の四の規定による報告の受理

ナーハーク (略)

三十七の一～三十七の六の一 (略)

三十七の六の二 法第百一十四條において準用する法第百十一條の四の規定による報告の受理

三十七の一～三十七の六の一 (略)

三十七の七～六十五 (略)

2 (略)

第一百四十一條 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一・一(略)	(略)
三 第一百四十条第一項第二十四号 の四から第一二十四号の六までの権限 、同項第三十七号の権限 (同号ノ)に 係るものを除く。)、同項第三十七 号の一から第三十七号の十まで、第 三十八号、第三十九号及び第六十号 の一の権限、同項第六十四号の一の 権限 (同号一に係るものを除く。) 並びに同項第六十五号の権限 (第二 	(略)

ハーハー (略)

ターミ (略)

三十七の一～三十七の六の一 (略)

三十七の七～六十五 (略)

2 (略)

第一百四十一條 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一・一(略)	(略)
三 第一百四十条第一項第二十四号 の四から第一二十四号の六までの権限 、同項第三十七号の権限 (同号ナ)に 係るものを除く。)、同項第三十七 号の一から第三十七号の十まで、第 三十八号、第三十九号及び第六十号 の一の権限、同項第六十四号の一の 権限 (同号一に係るものを除く。) 並びに同項第六十五号の権限 (第二 	(略)

<p>(申請等の経由)</p> <p>第一百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請等</th><th style="width: 50%;">空港事務所長又は空港出張所長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～四（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百三条の二第一項及び第五項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三項及び第四項、法第二百十四条第一項、法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三</td><td>當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長</td></tr> </tbody> </table>	申請等	空港事務所長又は空港出張所長	一～四（略）	（略）	五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百三条の二第一項及び第五項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三項及び第四項、法第二百十四条第一項、法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三	當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長	<p>(申請等の経由)</p> <p>第一百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出（以下「申請等」という。）をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を経由して行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">申請等</th><th style="width: 50%;">空港事務所長又は空港出張所長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～四（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三</td><td>當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長</td></tr> </tbody> </table>	申請等	空港事務所長又は空港出張所長	一～四（略）	（略）	五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三	當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長
申請等	空港事務所長又は空港出張所長												
一～四（略）	（略）												
五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百三条の二第一項及び第五項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三項及び第四項、法第二百十四条第一項、法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三	當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長												
申請等	空港事務所長又は空港出張所長												
一～四（略）	（略）												
五 法第百条第一項、法第一百一条第一項、法第二百四条第一項、法第二百五条第一項及び第三項、法第二百六条第一項、法第二百七条の一、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びに法第二百十七条の二、法第二百九条第一項、第三项及び第四項、法第二百十三条の二第一項、法第二百四条第一項並びに法第二百十五条第一項並びに法第二百十六条第一項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るもの）を除く。）並びに法第二百一十三	當該事業を經營しようとは經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長												

並びに法第百一十九条第一項及び法
第一百一十四条规定並びにこれらとの規定に
係るの命令の規定並びに法第百一十九条
十八条の表十一の項の規定による母
請等

2・3 (賃)

条第一項及び法第百一十九条並びに
これらの規定に係るの命令の規定
並びに法第百一十九条の表十一の項
の規定による母請等

2・3 (賃)

(表)

	(略)	(略)
		(略)
	写真	
	(略)	(略)
		(略)
		(略)
		Name
	<u>生年月日</u>	<u>年月日</u>
	Date of Birth	
	(略)	
(裏)	(略)	

(表)

	(略)	(略)
		(略)
	写真	
	(略)	(略)
		(略)
		(略)
		Name
	(略)	
(裏)	(略)	

(裏)

(略)
(立入検査の拒否等の罪)
第158条 次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する者は、 <u>100万円</u> 以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)

(裏)

(略)
(立入検査の拒否等の罪)
第158条 次の各号の <u>一に</u> 該当する者は、 <u>30万円</u> 以下の罰金に処する。
(1)～(3) (略)

(図)

(図)

改 正 案

現 行

第三条 新設軌道の運転及び道路の路面以外に敷設する併用軌道の運転については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（第一条、第五条から第七条まで、第三章から第八章まで及び第十一章を除く。）を準用する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

3 第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（第一条、第五条から第七条まで、第三章から第八章まで及び第十一章を除く。）」とあるのは、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（第一条、第五条から第七条まで、第十一章第一項第一号、第二章から第八章まで及び第十一章を除く。）」とあるのは、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条第四号の規定による廃止前の鉄道運転規則（昭和六十二年運輸省令第十五号）（第一条及び第八条第一号を除く。）及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第二百五十一号）第十一條第三項」とする。

第三条 新設軌道の運転及び道路の路面以外に敷設する併用軌道の運転については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（第一条、第五条から第七条まで、第十一章第一項第一号、第三章から第八章まで及び第十一章を除く。）を準用する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

3 第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）（第一条、第五条から第七条まで、第十一章第一項第一号、第二章から第八章まで及び第十一章を除く。）」とあるのは、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条第四号の規定による廃止前の鉄道運転規則（昭和六十二年運輸省令第十五号）（第一条及び第八条第一号を除く。）及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第二百五十一号）第十一條第三項」とする。

改 正 案

現 行

（動力車の定義）

第二条 この省令において、動力車とは、鉄道及び軌道における蒸気機関車、電気車（電気機関車、電車、蓄電池機関車及び蓄電池電車をいう。）及び内燃車（内燃機関車及び内燃動車をいう。）並びに無軌条電車をいう。

（運転免許）

第三条 （略）

2 地方運輸局長は、動力車の安全な操縦に必要な限度において、運転免許に、運転免許を受ける者の身体の状態又は動力車の操縦に関する知識若しくは技能に応じ、その者が行うことができる動力車の操縦の範囲を限定し、その他動力車を操縦するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

3～5 （略）

6 地方運輸局長は、運転免許を受けた者の身体の状態に關し、動力車を操縦するについて必要な条件を付し、又はその条件の内容を変更する必要があると認めたときは、当該運転免許を受けた者に対し、第三項の運転免許証及び身体検査の結果を明らかにする書類の提出を求めることができる。

（動力車の定義）

第二条 この省令において、動力車とは、鉄道（公共団体の鉄道を除く。次条において同じ。）及び軌道における蒸気機関車、電気車（電気機関車、電車、蓄電池機関車及び蓄電池電車をいう。）及び内燃車（内燃機関車及び内燃動車をいう。）並びに無軌条電車をいう。

（運転免許）

第三条 （略）

2 地方運輸局長は、前項の規定による運転免許を行う場合においては、動力車の安全な操縦に必要な限度において、運転免許を受ける者の身体の状態又は動力車の操縦に関する知識若しくは技能に応じ、その者が行うことができる動力車の操縦の範囲を限定し、その他動力車を操縦するについて必要な条件を付すことができる。

3～5 （略）

（運転免許の申請）

第五条 （略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影

（運転免許の申請）

第五条 （略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影

した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・五センチメートル、横一・五センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）一枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添附しなければならない。

一・二（略）

3（略）

（試験の免除）

第九条 次の各号のいずれかに掲げる者にあつては、別表四に定めるところにより、試験の全部又は一部を免除する。

一（略）

（試験の免除）

第九条 次の各号のいずれかに掲げる者にあつては、別表四に定めるところにより、試験の全部又は一部を免除する。

一（略）

二 公営鉄道動力車（公共団体の鉄道の動力を有する車両をいふ。以下同じ。）を操縦する業務に従事している者及び当該業務に従事していた者であつて、その業務から離れて三年を経過しないもの

三・四（略）

2（略）

（運転免許証の再交付）

第十二条（略）

2 前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、国籍、氏名、生年月日及び性別を証する本國領事官の証明書。ただし、本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類とする。）及び免許用写真一枚を添附しなければならない。

（運転免許証記載事項の変更の記入）

第十三条 運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項のうち、本籍、

（運転免許証記載事項の変更の記入）

第十三条 運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項のうち、本籍、

氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、第三弐様式により当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて地方運輸局长に申請書を提出して、運転免許証記載事項の変更の記入の申請をしなければならない。

(動力車操縦者運転免許原簿)

第十五条 (略)

2 地方運輸局長は、次に掲げる処分をしたときは、その旨及び処分の年月日を原簿に記載しなければならない。

一 第三条第二項の規定による運転免許の条件の付与又は変更

二五 (略)

(動力車操縦者運転免許原簿)

第十五条 (略)

2 地方運輸局長は、次に掲げる処分をしたときは、その旨及び処分の年月日を原簿に記載しなければならない。

一四 (略)

(報告徴収等)

第十八条の二 国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の運用に供する施設その他の物件について報告を求め、及び監査を行うことができる。

(改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣又は地方運輸局長は、養成所が動力車の操縦に関する講習に不適当となつたと認めるときは、養成所に対し、講習の業務の改善のため必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

(指定の取消等)

第十九条 国土交通大臣は、次の各号のいづれかに該当する場合には、養成所の指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定の取消)

第十九条 国土交通大臣は、次の各号の一に該当する場合には、養成所の指定を取り消すことができる。

一 養成所が動力車の操縦に関する講習に不適切となつたとき。

一 (略)

二 養成所が第十八条の一の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 養成所が第十八条の一の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 養成所が前条の規定による命令に違反したとき。

附 則

1 (略)

2 当分の間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「第六条の二」とあるのは「第六条の二又は附則第三項の規定により準用するものとされた鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条第四号の規定による廃止前の鉄道運転規則（昭和六十二年運輸省令第十五号。以下「旧鉄道運転規則」という。）第八条」と、「軌道運転規則第二条第一項ただし書」とあるのは「それぞれ軌道運転規則第二条第一項ただし書又は附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則第五条第一項」とし、別表三の規定の適用については、同表甲種蒸気機関車運転免許の項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（第一条、第二条、第五十四条、第五十五条及び第十章に限る。以下この表において同じ。）」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（第一条、第二条、第一章、第五十四条、第五十五条及び第十章に限る。以下この表において同じ。）及び軌道運転規則附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」と、甲種電気車運転免許の項及び甲種内燃車運転免許の項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び軌道運転規則附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」

一 養成所が動力車の操縦に関する講習に不適切となつたとき。

一 (略)

二 養成所が第十八条の一の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 養成所が第十八条の一の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 養成所が前条の規定による命令に違反したとき。

附 則

1 (略)

2 当分の間、第四条第一項の規定の適用については、同項中「第六条の二」とあるのは「第六条の二又は附則第三項の規定により準用するものとされた鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条第四号の規定による廃止前の鉄道運転規則（昭和六十二年運輸省令第十五号。以下「旧鉄道運転規則」という。）第八条」と、「軌道運転規則第二条第一項ただし書」とあるのは「それぞれ軌道運転規則第二条第一項ただし書又は附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則第五条第一項」とし、別表三の規定の適用については、同表甲種蒸気機関車運転免許の項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（第一条、第二条、第五十四条、第五十五条及び第十章に限る。以下この表において同じ。）」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（第一条、第二条、第一章、第五十四条、第五十五条及び第十章に限る。以下この表において同じ。）及び軌道運転規則附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」と、甲種電気車運転免許の項及び甲種内燃車運転免許の項中「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び軌道運転規則附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」とあるのは「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」

則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」とする。

び軌道運転規則附則第三項の規定により準用するものとされた旧鉄道運転規則」とする。

別表三（第八条の四関係）

運転免許の種類		運動車の操縦に関する法 令に係る科目		運動車の構造及び機能 に関する科目	
甲種蒸気機関車運転免許	甲種蒸気機関車運転	鐵道に関する技術上の基 準を定める省令（第一条 、第二条、第二章、第五 十四条、第五十五条及び 第十章に限る。以下この 表において同じ。）の 運動の安全の確保に關す る省令	運動車の操縦に関する法 令に係る科目	運動車の構造及び機能 に関する科目	運動車の構造及び機能 に関する法 令に係る科目
甲種内燃車運転免許	甲種電気車運転免許	(略)	安全に関する基本的事 項	安全に関する基本的事 項	安全に関する基本的事 項
(略)	(略)	(略)	運転理論	運転理論	運転理論

別表三（第八条の四関係）

運転免許の種類		運動車の操縦に関する法 令に係る科目		運動車の構造及び機能 に関する科目	
甲種蒸気機関車運転免許	甲種蒸気機関車運転	鐵道に関する技術上の基 準を定める省令（第一条 、第二条、第八条、第二 章、第五十四条、第五十 五条及び第十章に限る。 以下この表において同じ 。）の運動の安全の確保に 關する省令	運動車の操縦に関する法 令に係る科目	運動車の構造及び機能 に関する科目	運動車の構造及び機能 に関する法 令に係る科目
甲種内燃車運転免許	甲種電気車運転免許	(略)	安全に関する基本的事 項	安全に関する基本的事 項	安全に関する基本的事 項
(略)	(略)	(略)	運転理論	運転理論	運転理論
新幹線電気車運転免 許	一般常識	内燃車の構造及び機能 運転理論	内燃車の構造及び機能 運転理論	電気車の構造及び機能 運転理論	電気車の構造及び機能 運転理論

第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許	(略)	第一種磁気誘導式内燃車運転免許又は第二種磁気誘導式内燃車運転免許	(略)	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	磁気誘導式鐵道の内燃車の構造及び機能	磁気誘導式鐵道の内燃車の構造及び機能	運転理論	運転理論	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	新幹線鐵道の電氣車の構造及び機能	運転理論
乙種電氣車運転免許	(略)	乙種蒸氣機関車運転免許	(略)	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	磁気誘導式鐵道の内燃車の構造及び機能	磁気誘導式鐵道の内燃車の構造及び機能	運転理論	運転理論	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	新幹線鐵道の電氣車の構造及び機能	運転理論
運転理論	安全に関する基本的事項	電氣車の構造及び機能	運転理論	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	蒸氣機関車の構造及び機能	蒸氣機関車の構造及び機能	運転理論	運転理論	安全に関する基本的事項	安全に関する基本的事項	新幹線鐵道の電氣車の構造及び機能	運転理論

第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第二種磁気誘導式電気車運転免許		(略)		第一種磁気誘導式内燃車運転免許又は第二種磁気誘導式内燃車運転免許		(略)		第一種磁気誘導式内燃車運転免許又は第二種磁気誘導式内燃車運転免許		(略)		第一種電気車運転免許	
第一種電気車運転免許		(略)		第一種蒸気機関車運転免許		(略)		第一種蒸気機関車運転免許		(略)		第一種電気車運転免許	
一般常識	電気車の構造及び機能	一般常識	電気車の構造及び機能	機能	蒸気機関車の構造及び機能	機能	運転理論	一般常識	運転理論	車の構造及び機能	磁気誘導式鐵道の内燃車運転免許	運転理論	一般常識
運転理論	電気車の構造及び機能	運転理論	電気車の構造及び機能	運転理論	蒸気機関車の構造及び機能	運転理論	一般常識	運転理論	運転理論	磁気誘導式鐵道の内燃車運転免許	車の構造及び機能	運転理論	一般常識
構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	構造及び機能	構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)	構造及び機能	(新幹線鉄道の電気車の構造及び機能)

乙種内燃車運転免許

(略)

乙種内燃車運転免許

(略)

		安全に関する基本的事項	
		内燃車の構造及び機能	
無軌条電車運転免許	(略)	安全に関する基本的事項	内燃車の構造及び機能
無軌条電車運転免許	(略)	無軌条電車の構造及び機能	運転理論
無軌条電車運転免許	(略)	無軌条電車の構造及び機能	運転理論

		内燃車の構造及び機能	
		運転理論	
無軌条電車運転免許	(略)	一般常識	内燃車の構造及び機能
無軌条電車運転免許	(略)	一般常識	運転理論
無軌条電車運転免許	(略)	一般常識	内燃車の構造及び機能

第九条第一項第二号に掲げる者	(略)	(略)	
第九条第一項第四号に掲げる者	(略)	(略)	

第九条第一項第五号に掲げる者	(略)	(略)	機能に関する科目を修得した者
第九条第一項第四号に掲げる者	(略)	(略)	るもの

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則 (略)	第一章 総則 (略)
第二章 事業者(第四条 第四十七条の八)	第二章 事業者(第四条 第四十七条の二)
第三章 運行管理者	第三章 運行管理者
第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の九 第四十八条の四)	第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の三 第四十八条の四)
第二節・第三節 (略)	第二節・第三節 (略)
第四章～第六章 (略)	第四章～第六章 (略)
第七章 雜則(第六十六条の一 第六十八条)	第七章 雜則(第六十七条・第六十八条)
附則	附則
(一般準則)	(一般準則)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督するとともに、当該指導監督を効果的かつ適切に行うため、必要な措置を講じなければならない。	3 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するように指導しなければならない。
4 (略)	4 (略)
(輸送の安全)	(乗務員の監督)
第二条の二 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることとその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。	(従業員に対する指導監督)

第三十八条（略）

2～7（略）

8 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

（安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模）

第四十七条の一 法第二十二条の一第一項の国土交通省令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

事業の種別	事業用自動車	事業用自動車の数
一般乗合旅客自動車運送事業	旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）	二百両
一般貸切旅客自動車運送事業	の用に供する事業用自動車	
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車	三百両

第三十八条（略）

2～7（略）

2 前項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十二条の一第一項の国土交通省令で定める規模について準用する。この場合において、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは「旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車の数が、二三百両」と読み替えるものとする。

（安全管理規程の届出）

第四十七条の三 法第二十二条の一第一項（法第四十三条第五項において

				て準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、旅客の運送を開始する日(事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二	安全管理規程の実施予定日	
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。				
一	設定した安全管理規程	二	その他安全管理規程に關し必要な事項を記載した書類	
三	法第二十二条の二第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。	一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
二	変更後の安全管理規程の実施予定日	三	変更した事項(新旧の対照を明示すること)。	
四	変更を必要とする理由	前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
	変更後の安全管理規程	二	その他変更後の安全管理規程に關し必要な事項を記載した書類	
	(安全管理規程の内容)			
第四十七条の四	法第二十二条の二第一項(法第四十二条第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。			
一	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項			
イ	基本的な方針に関する事項			
ロ	関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項			

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第四十七条の六 旅客自動車運送事業者は、法第二十二条の一(第五項)(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあつては、その理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかる情報の公表)

第四十七条の七 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、法第二十七条第二項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十一条又は第四十条(法第四十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(運行管理者の業務)

第四十八条 (略)

一〇十五 (略)

十六 事業用自動車の乗務員に対し、第三十八条(第八項を除く。)の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに同条第二項の適性診断を運転者に受診させること。

十七~十九 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかる情報の公表)

第六十六条の二 法第二十九条の一の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。
一 法第二十七条第二項、法第三十一条又は法第四十条の規定による处分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十九条の規定による届出に係る事項

三 法第九十四条第三項の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る。)に係る事項

四 前三号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第二十九条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十九条の一の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。

(運行管理者の業務)

第四十八条 (略)

一〇十五 (略)

十六 事業用自動車の乗務員に対し、第三十八条の指導、監督及び特別な指導を行い、並びに同条第二項の適性診断を運転者に受診させること。

十七~十九 (略)

改 正 案

（登録の要件等）

第二十四条の四 国土交通大臣は、前条の規定による登録を申請した者（次項において「登録申請者」という。）が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 （略）

二 次に掲げる要件に適合する者をそれぞれ二名以上含む六名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。

イ・ロ （略）

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して十五年以上の実務の経験を有するもの

2・3 （略）

現 行

（登録の要件等）

第二十四条の四 国土交通大臣は、前条の規定による登録を申請した者（次項において「登録申請者」という。）が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 （略）

二 次に掲げる要件に適合する者をそれぞれ二名以上含む六名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。

イ・ロ （略）

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して十五年以上の実務の経験を有するもの

2・3 （略）

（安全管理規程の届出）

第三十六条の二 法第十八条の三第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 実施予定日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設定した安全管理規程
二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

鉄道事業者は、前二項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとするとときは、当該安全管理規程設定届出書を、次の各号に掲げる鉄道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日までに、提出しなければならない。

- 一 第一種鉄道事業者又は第一種鉄道事業者 法第八条第一項の規定に基づく最初の工事の施行の認可の申請日、法第十二条第一項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の認可の申請日、同条第一項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の届出日、法第十三条第一項の規定に基づく最初の車両の確認の申請の申請日、同条第二項の規定に基づく最初の車両の変更の確認の申請日、同条第三項の規定に基づく最初の車両の変更の届出日又は法第十七条の規定に基づく最初の列車の運行計画の届出日のいずれか早い日
- 二 第二種鉄道事業者 法第八条第一項の規定に基づく最初の工事の施行の認可の申請日、法第十二条第一項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の認可の申請日、同条第二項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の届出日又は運行の開始日のいずれか早い日
- 4 法第十八条の三第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 変更後の安全管理規程の実施予定期日
 - 三 変更を必要とする理由
- 5 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後の安全管理規程
 - 二 安全管理規程の変更箇所の新旧対照表
 - 三 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

(安全管理規程の内容)

第三十六条の三 法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。ただし、第一二号ニ及びホ、第三号チ及びヌ並びに第五号に掲げる事項については、第三種鉄道事業者につては、この限りでない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
- イ 基本的な方針に関する事項
- ロ 関係法令等（関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めをいう。以下同じ。）の遵守に関する事項
- ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
- イ 組織体制に関する事項
- ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
- ハ 安全統括管理者の責務に関する事項
- 二 運転管理者的責務に関する事項
- ホ 乗務員指導管理者（第三十六条の七に規定する乗務員指導管理者をいう。以下同じ。）の選任及びその責務に関する事項
- ヘ ハからホまでに掲げる者のほか、輸送の安全の確保のために必要な管理者を選任する場合にあつては、当該管理者の選任及びその責務に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
- イ 情報の伝達及び共有に関する事項
- ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
- ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
- 二 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

安全管理規程に関する周知に関する事項

へ
関係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係
る文書の整備及び管理に関する事項

ト
事業の実施及びその管理に関する事項

チ
列車の運転に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げ
る事項

運行計画の設定及び変更に関する事項

乗務員及び車両の運用計画に関する事項

(3)(2)(1)
乗務員その他の列車の運転に関する業務に従事する者の育成及び資質
の維持に関する事項

列車の運行の指令その他の列車の運行に関する事項

列車の運行に関し必要な情報の収集及び伝達に関する事項

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の処置に関する事項

業務の受委託に関する事項

リ(7)(6)(5)(4)
鉄道施設に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる

鉄道施設の建設、改良及び保守に関する事項

工事、保守等を行う場合の安全の確保に関する事項

工事、保守等に係る係員の資質の維持に関する事項

業務の受委託に関する事項

車両に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

車両の新製、改造及び保守に関する事項

車両の保守に係る係員の資質の維持に関する事項

業務の受委託に関する事項

安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五| 四(3)(2)(1) 又(4)(3)(2)(1)

(安全統括管理者の要件)

第三十六条の四 法第十八条の三第一項第四号の国土交通省令で定める安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して十年以上ある者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 当該鉄道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。

三 法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(運転管理者の要件)

第三十六条の五 法第十八条の三第二項第五号の国土交通省令で定める運転管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道の運転に関する業務の経験の期間が通算して十年以上（告示で定める鉄道にあつては、五年以上）である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認められた者であること。

二 当該鉄道事業者における法第十八条の三第二項第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関する業務を管理する権限を有する者であること。

三 法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び運転管理者の選任及び解任の届出)

第三十六条の六 法第十八条の三第五項の規定により、安全統括管理者又

は運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運転管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運転管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の安全統括管理者（運転管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第三十六条の四に規定する要件を備えることを証明する書類

二 運転管理者選任届出書 選任された運転管理者が第三十六条の五に規定する要件を備えることを証明する書類

（乗務員指導管理者）

第三十六条の七 第一種鉄道事業者及び第一種鉄道事業者は、運転管理者の行う業務のうち、乗務員として必要な適性、知識、技能その他の資質（次項において「必要な資質」という。）の保持及び向上に関するものを補助させるため、乗務員が所属する事務所ごとに乗務員指導管理者を選任しなければならない。

2 乗務員指導管理者は、運転管理者を補助し、管理する乗務員について必要な資質が保持されるよう努めなければならない。

第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。

一 法第十九条の規定による届出に係る事項

二 法第十九条の二の規定による届出に係る事項

三 法第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に關してされたものに限る。）に係る事項

四 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第六条第一項の規定による勧告に係る事項

五 鉄道事業者に対してされた行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一条第六号に規定する行政指導のうち、輸送の安全に關してされたものに限る。）に係る事項

六 鉄道事業者が前号の行政指導に基づき講じた改善措置に係る事項

七 鉄道事業者による輸送の安全にかかる設備投資の状況に係る事項

八 輸送の安全にかかる鉄道施設の状況に係る事項

九 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第十九条の三の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（鉄道事業者による安全報告書の公表）

第三十六条の九 法第十九条の四の規定による安全報告書の公表は、毎事業年度の終了後六月以内に行わなければならない。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（安全報告書）

第三十六条の十 法第十九条の四の国土交通省令で定める輸送の安全にか

かわる情報は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項
- 三 法第十九条及び法第十九条の一の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置
- 四 輸送の安全を確保するための講じた措置及び講じようとする措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(列車の運行の管理等の受委託の許可申請)

第三十八条 (略)

一～三 (略)

四 列車の運転の管理(第一号に掲げるものを除く。)

2・3 (略)

(安全管理規程の届出)

- 第五十八条の二 第三十六条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の設定の届出について準用する。

2 索道事業者は、前項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとするときは、当該安全管理規程設定届出書を、索道施設の工事の着手の日又は索道の運行の開始の日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

- 3 第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の変更の届出について準用する。

(列車の運行の管理等の受委託の許可申請)

第三十八条 (略)

一～三 (略)

2・3 (略)

(安全管理規程の内容)

第五十八条の三 法第三十八条において準用する法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。
一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
イ 基本的な方針に関する事項
ロ 関係法令等の遵守に関する事項
二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
イ 組織体制に関する事項
ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
ハ 安全統括管理者の責務に関する事項
ニ 索道技術管理者の責務に関する事項
ホ 索道技術管理員（第五十八条の七に規定する索道技術管理員をいう。以下同じ。）の選任及びその責務に関する事項
三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ 情報の伝達及び共有に関する事項
ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
ハ 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
ニ 安全管理規程に関する周知に関する事項
ホ 関係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
ヘ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項
ト 索道施設の設置、改良及び保守に関する事項
チ 係員の運用計画に関する事項

運行開始前の索道施設の点検に関する事項

索道の運行に関する事項

係員の資質の維持に関する事項

業務の受委託に関する事項

安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

索道技術管理者の選任及び解任に関する事項

(安全統括管理者の要件)

第五十八条の四 法第三十八条において準用する法第十八条の三第二項第四号の国土交通省令で定める安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 索道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上ある者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 当該索道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。
- 三 法第三十八条において準用する法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(索道技術管理者の要件)

第五十八条の五 法第三十八条において準用する法第十八条の三第二項第五号の国土交通省令で定める索道技術管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 担当する索道と同じ種類及び方式（交走式、自動循環式、固定循環式又は滑走式の別をいう。以下同じ。）の索道の維持及び管理に関する技術上の業務（以下「維持管理業務」という。）の経験の期間が通算して三年以上（大学等を卒業した者にあつては、二年以上）である者又は国土交通

大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 当該索道事業者における索道の運行、索道施設の保守その他技術上の業務を管理する権限を有する者であること。

三 法第三十八条において準用する法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から一年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び索道技術管理者の選任及び解任の届出)

第五十八条の六 第三十六条の六の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の三第五項の安全統括管理者及び索道技術管理者の選任及び解任について準用する。この場合において、「運転管理者」とあるのは「索道技術管理者」と、第三十六条の六第二項第一号中「第三十六条の四」とあるのは「第五十八条の四」と、同項第二号中「第三十六条の五」とあるのは「第五十八条の五」と読み替えるものとする。

(索道技術管理員)

第五十八条の七 索道事業者は、索道技術管理者の行う業務を補助させるため、担当する索道と同じ種類及び方式の索道の維持管理業務の経験の期間が通算して一年以上（大学等を卒業した者にあつては、一年以上）である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者のうちから、索道技術管理員を選任しなければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかる情報の公表)

第五十八条の八 第三十六条の八（第一項第四号、第七号及び第八号を除く。）の規定は、法第三十八条において準用する法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。

(索道事業者による安全報告書の公表)

第五十八条の九 第三十六条の九の規定は、法第三十八条において準用する法第十九条の四の規定による安全報告書の公表について準用する。

(安全報告書)

第五十八条の十 第三十六条の十の規定は、法第三十八条において準用する法第十九条の四の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。

(権限の委任)

第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一～九 (略)

九の二 法第十八条の三第一項の規定による届出の受理(変更の届出の受理に限る。)

九の三 法第十八条の三第五項の規定による届出の受理(運転管理者の選任又は解任の届出の受理に限る。)

九の四 法第十八条の三第七項の規定による命令(安全統括管理者に係るもの)を除く。)

十～十一 (略)

十一の一 法第二十五条第三項の規定による権限

十二～十一の九 (略)

十一～十一 (略)

十一の二 法第二十五条第三項の規定による権限

十一～十一の九 (略)

十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、鉄道の種類が無軌条電車又は鋼索鉄道である鉄道事業に関する権限(法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表に係るもの)を除く。)

十五 索道事業に関する権限(法第三十八条において準用する法第十九条

(権限の委任)

第七十一条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一～九 (略)

十～十一 (略)

十一～十一の九 (略)

十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、鉄道の種類が無軌条電車又は鋼索鉄道である鉄道事業に関する権限(法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表に係るもの)を除く。)

十五 索道事業に関する権限

の二の規定による情報の整理及び公表に係るものと除く。)

十六 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限 (前項各項に掲げるものを除く。) で次に掲げるものは、地方運輸局長も行つことができる。

一 (略)

二 法第十八条の三第三項の規定による命令 (前項第九号の一に係るものに限る。)

三 法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表 (法第三十八条において準用する場合を含む。)

四～六 (略)

(聽聞の方法の特例)

第七十五条の二 地方運輸局長は、その権限に属する鉄道事業の停止の命令又は免許の取消しの処分に係る聽聞を行つた当たつては、その期日の七日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該事案の件名に番号を付し、聽聞の日時及び場所並びに事案の内容を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

(聽聞の方法の特例)

第七十五条の二 地方運輸局長は、その権限に属する鉄道事業の停止の命令又は免許の取消しの処分に係る聽聞を行つた当たつては、その期日の七日前までに、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該事案の件名に番号を付し、聽聞の日時及び場所並びに事案の内容を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

(鉄道主任技術者)

第七十六条 鉄道事業者は、鉄道施設及び車両並びに列車の運行の安全の確保に関する技術上の事項を統括管理せらるため、鉄道主任技術者を選任しなければならない。

(索道技術管理者)

第七十七条 削除

第七十七条 索道事業者は、索道施設の維持及び管理に関する技術上の事項を管理させるため、国土交通大臣が告示で定める要件を備える者のうち

十六 (略)

2 法に規定する国土交通大臣の権限 (前項各項に掲げるものを除く。) で次に掲げるものは、地方運輸局長も行つことができる。

一 (略)

二～四 (略)

から、索道技術管理者を選任しなければならない。

(届出)

第七十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく（法人であつて、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）、その旨を同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

鉄道事業者	(略)	鉄道事業者	(略)
法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)	法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)
索道事業者	(略)	索道事業者	(略)
法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)	法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(届出)

第七十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく（法人であつて、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）、その旨を同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

鉄道事業者	(略)	鉄道事業者	(略)
法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)	法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)
索道事業者	(略)	索道事業者	(略)
法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)	法人であつて、目的又は役員若しくは社員に変更があつた場合	(略)
索道技術管理者を選任し、又は解任した場合	(略)	索道技術管理者を選任し、又は解任した場合	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(裏)

別記様式(六十八条関係)

鉄道事業法抜粋

第56条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による立入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、専用鉄道設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条 次の各号のいづれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十六 第56条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(表)

8.6センチメートル

写真	第 号 官職 氏名 年月日生
鉄道事業法第56条第4項の規定による	
検査員証	
年月日発行 年月日限り有効	
国土交通大臣(地方運輸局長) 印	

5.4センチメートル

(裏)

別記様式(六十八条関係)

鉄道事業法抜粋

第56条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、専用鉄道設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項から第2項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第70条 次の各号のいづれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十二 第56条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(表)

9センチメートル

写真	第 号 官職 氏名
鉄道事業法第56条第4項の規定による	
検査員証	
年月日発行 年月日限り有効	
国土交通大臣(地方運輸局長) 印	

8.5センチメートル

改 正 案

（鉄道運転事故等の報告）

第五条（略）

2・3（略）

4 鉄道事業者は、鉄道運転事故、輸送障害（列車の運転を休止したもの（告示で定めるものを除く。）又は旅客列車にあつては三十分以上、旅客列車以外の列車にあつては一時間以上の遅延を生じたものに限る。）又は前条第一項に規定する事態が発生した場合には、発生の翌月二十日までに、発生した月の当該事故等の発生した月の当該事故等の発生の日時及び場所、当該事故等の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応をとりまとめて記載した鉄道運転事故等届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5（略）

現 行

（鉄道運転事故等の報告）

第五条（略）

2・3（略）

4 鉄道事業者は、鉄道運転事故、輸送障害（列車の運転を休止したもの（告示で定めるものを除く。）又は旅客列車にあつては三十分以上、旅客列車以外の列車にあつては一時間以上の遅延を生じたものに限る。）又は前条第一項に規定する事態が発生した場合には、発生の翌月二十日までに、発生した月の当該事故等の発生した月の当該事故等の発生の日時及び場所、当該事故等の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応をとりまとめて記載した鉄道運転事故等届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5（略）

改 正 案	現 行
（範例）	（範例）
第一条 鉄道事業法（以下「法」といふ。）第五十五条の規定による報知にについて、別に定めるものを除き、この省令の定めるところによる。	第一条 鉄道事業法（以下「法」といふ。）第五十五条第一項及び第二項の規定による報知について、この省令の定めるところによる。
（臨時の報知）	（臨時の報知）
第三条 鉄道事業者又は索道事業者は、前条に定める報知書のほか、国士交通大臣又は地方運輸回長から、その業務又は経理の状況に關し報知を求められたときは、報知書を提出しなければならない。	第三条 鉄道事業者又は索道事業者は、前条に定める報知書のほか、国士交通大臣又は地方運輸回長から、その業務又は経理の状況に關し報知を求められたときは、報知書を提出しなければならない。
2 鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者は、国士交通大臣又は地方運輸回長から報知を求められたときは、次の如きに掲げる業務の委託を受けた者の区分」と記述し、それと同一の事項に關し報知書を提出しなければならない。	2 鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者は、国士交通大臣又は地方運輸回長から報知を求められたときは、次の如きに掲げる業務の委託を受けた者の区分」と記述し、それと同一の事項に關し報知書を提出しなければならない。
一 許可取扱業者 業務又は経理の状況	一 許可取扱業者 業務又は経理の状況
二 許可取扱業者以外の取扱業者 委託を受けた業務の状況	二 許可取扱業者以外の取扱業者 委託を受けた業務の状況
3 (略)	3 (略)
4 国士交通大臣又は地方運輸回長は、前二項の報知を求めるときは、報知書の様式、報知書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。	4 国士交通大臣又は地方運輸回長は、前二項の報知を求めるときは、報知書の様式、報知書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。
別表第1（第2条関係）（日本工業規格A列4番）	別表第1（第2条関係）（日本工業規格A列4番）
（略）	（略）

その他の事業

事業名	件名	施工区域、工程等	現況		
			着工年月	完成(予定)年月	進ちょく割合
			年月	年月	%

鉄道事業設備投資実績

安全関連設備投資					その他の設備投資	合計
老朽設備取替	保安・防災対策	安定輸送対策	車両・その他	計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

備考

1～5 (略)

6 安全関連設備投資には、輸送の安全の確保のためにされたものを記載すること。

その他の事業

事業名	件名	施工区域、工程等	現況		
			着工年月	完成(予定)年月	進ちょく割合
			年月	年月	%

備考

1～5 (略)

改 正 案

現 行

（趣旨）

第一条 鉄道事業法第五十六条第一項から第三項までの規定による監査（以下「監査」といふ。）については、この省令の定めるところによる。

（監査の目的）

第一条 監査は、輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか、運輸が適正に行われているかどうか、会計の整理及び財産の管理が適確に行われているかどうかについて監査することにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ることを目的とする。

（趣旨）

第一条 鉄道事業法第五十六条第一項及び第二項の規定による監査（以下「監査」といふ。）については、この省令の定めるところによる。

（監査の目的）

第一条 監査は、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか、運輸が適正に行われているかどうか、会計の整理及び財産の管理が適確に行われているかどうかについて監査することにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ることを目的とする。

（監査の種類）

第三条 監査の種類は、次のとおりとする。

- 一 保安監査（輸送の安全を確保するための取組、施設及び車両並びに運転取扱いの状況について行う監査）
- 二～三（略）

（保安監査）

第四条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 輸送の安全の確保に関する取組の状況
- 二～十二（略）

（保安監査）

第四条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

（保安監査）

第四条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

（保安監査）

第四条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

改 正 案	現 行
（権限の委任）	（権限の委任）
第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。	第四十二条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。
一～五 （略）	一～五 （略）
六 法第十六条第一項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）	六 削除
七 法第十六条第三項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）	七 法第十六条第三項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）
八 法第十六条第五項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）	八 法第十六条第五項の規定による届出の受理（特別積合せ貨物運送であつて、当該届出に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）
九 法第十六条第七項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）	九 法第十六条第七項の命令（特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るものを除く。）
十～十二 （略）	十～十二 （略）
十三 法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されないと認める場合に關するものにあつては、特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設	十三 法第二十三条の命令（法第十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全が確保されないと認める場合に關するものにあつては、特別積合せ貨物運送であつて、当該命令に係る運行系統が一以上の地方運輸局長の管轄区域に設

定され、かつ、運行系統の長さが百キロメートル以上のものに係るもの
を除く。)

十四～二十八（略）

2（略）

3 法第二十四条の一（法第三十五条において準用する場合を含む。）
の規定による情報の整理及び公表は、地方運輸局長も行うことができる

4（略）

3 2 十一～二十五（略）
（略）

第2号様式(第41条関係)

(表)

(略)

(略)

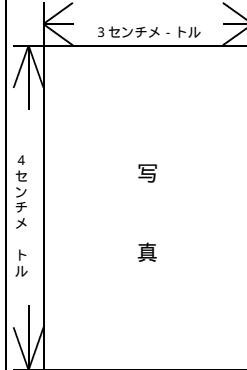
(略)

氏名

年 月 日生

貨物自動車運送事業法第60条第6項の規定による

検査員証



(略)

写
真

年 月 日発 行

年 月 日限り有効

国土交通大臣(地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長) 印

(略)

第2号様式(第41条関係)

(表)

(略)

(略)

(略)

氏名

貨物自動車運送事業法第60条第6項の規定による

検査員証

年 月 日発 行

年 月 日限り有効

国土交通大臣(地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長) 印

(略)



(裏)

貨物自動車運送事業法抜すい

(略)

第76条 (略)

(11) (略)

(略)



(裏)

貨物自動車運送事業法抜すい

(略)

第76条 (略)

(9) (略)

(略)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 貨物自動車運送事業	第二章 貨物自動車運送事業
第一節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項（第二条の一・第十五条）	第一節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項（第三条・第十五条）
第二節～第五節 (略)	第二節～第五節 (略)
第三章・第四章 (略)	第三章・第四章 (略)
第五章 雜則（第四十七条の一・第四十九条）	第五章 雜則（第四十八条・第四十九条）
附則	附則
(輸送の安全)	(輸送の安全)
第一条の一 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。	第一条の一 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)	(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)
第一条の三 法第十六条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が三百両であることとする。	第一条の三 法第十六条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が三百両であることとする。
(安全管理規程の届出)	(安全管理規程の届出)
第二条の四 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により	第二条の四 法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により

				前条に規定する規模以上となる者にあつては、当該計画の実施予定日)までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
二	安全管理規程の実施予定日			
二	前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。			
一	設定した安全管理規程			
二	その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類			
3	法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。			
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
二	変更後の安全管理規程の実施予定日			
三	変更した事項（新旧の対照を明示すること。）			
四	変更を必要とする理由			
4	前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。			
一	変更後の安全管理規程			
二	その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類			
		（安全管理規程の内容）		
第一項の五	法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。			
一	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項			
イ	基本的な方針に関する事項			
ロ	関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定め			

ハ	の遵守に関する事項
ハ	取組に関する事項
イ	組織体制に関する事項
イ	経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
ハ	安全統括管理者の責務及び権限に関する事項
三	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ	情報の伝達及び共有に関する事項
ロ	事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
ハ	事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
二	教育及び研修に関する事項
ホ	内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
ヘ	輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
ト	事業の実施及びその管理の改善に関する事項
四	安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
(安全統括管理者の要件)	
第二条の六	法第十六条第一項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から一年を経過しない者でないこととする。
一	一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上

従事した経験を有する者

イ 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務

ロ 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務

ハ イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第二条の七 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十六条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあつては、その理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかる情報の公表)

第二条の八 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネット

の利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十二条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（過労運転の防止）

第三条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならぬ。

2~7 (略)

（過労運転の防止）

第三条 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）を常時選任しておかなければならぬ。

2~7 (略)

（従業員に対する指導及び監督）

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

（乗務員に対する指導及び監督）

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

2~6 (略)

7 貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

2~6 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇十三 (略)

十四 第十条(第七項を除く。)の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に対して適性診断を受診させること。

十五・十六 (略)

2・3 (略)

(特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第一条の三から第一条の八まで、第三条第一項から第六項まで、第四条から第十一項まで、第十二条から第十五条まで、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第四十七条の二の規定は特定第一種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十八条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第二項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかる情報の公表)

第四十七条の一 法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十三条、第二十六条又は第三十三条の規定による処分(輸送

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇十三 (略)

十四 第十条の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行い、並びに運転者に対して適性診断を受診させること。

十五・十六 (略)

2・3 (略)

(特定第一種貨物利用運送事業者に関する準用)

第三十四条 第三条第一項から第六項まで、第四条から第十一項まで、第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条及び第二十一条から第二十三条までの規定は特定第一種貨物利用運送事業者について、第十六条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の乗務員について、第十七条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の運転者について、第二十条第一項及び第二項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について準用する。この場合において、第三条第一項中「事業計画」とあるのは、「貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十一条第一項第三号の集配事業計画又は同法第四十五条第三項の事業計画」と読み替えるものとする。

の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

二 法第二十四条の規定による届出に係る事項

三 法第六十条第四項の規定による立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項

四 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第二十四条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。

改 正 案

現 行

第八条 削除

（動力車を操縦する係員の乗務等）
（応急復旧の体制）
第八条 鉄道事業者は、運転事故、災害等が発生した場合における応急復旧のための体制をあらかじめ定めておかなければならぬ。

（動力車を操縦する係員の乗務等）

第十一条（略）

2 動力車を操縦する係員は、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第四条第一項第一号から第八号まで及び第十一号の運転免許を受けた者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受けるとき。
二 本線を支障するおそれのない側線において移動するとき。
3 （略）

（動力車を操縦する係員の乗務等）

第十一条（略）

2 動力車を操縦する係員は、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第四条第一項第一号から第八号まで及び第十一号の運転免許を受けた者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 鉄道事業者が公共団体であるとき。
二 運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受けるとき。
三 本線を支障するおそれのない側線において移動するとき。

1 動力車を操縦する係員は、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第四条第一項第一号から第八号まで及び第十一号の運転免許を受けた者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受けるとき。
二 本線を支障するおそれのない側線において移動するとき。
3 （略）

